

短期入所生活介護重要事項説明書 介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜ 令和6年 8月 1日 現在 ＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0495-25-3400（9時～16時まで）

担当 岡 公彦 倉本 浩司

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 トマト村の概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所介護(介護予防短期入所生活介護)サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	トマト村
所在地	埼玉県本庄市早稲田の杜五丁目14番8号
介護保険指定番号	短期入所生活介護（埼玉県1174300028号）
サービスを提供する対象地域	本庄市、上里町、美里町、神川町（旧神泉村は除く）、深谷市の一部（旧岡部町）

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		サービス管理全般	1名(1)
医師		名()	2名(2)	診療、健康管理等	2名(2)
生活相談員		2名(1)	名()	生活上の相談等	2名(1)
管理栄養士		2名()	名()	栄養管理等	2名()
機能訓練指導員		1名()	名()	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名()
介護支援専門員		1名(1)	名()	サービス計画の立案・管理等	1名(1)
事務職員		5名(1)	名()	一般事務・料金請求等	5名(1)
看護介護職員	看護師	1名()	名()	医療、健康管理業務等	1名()
	准看護師	2名()	名()		2名()
	介護福祉士	17名(11)	2名()	日常介護業務等	19名(11)
	初任者研修実務者研修等	3名()	名()		3名()
	認知症基礎研修	9名(4)	3名(1)		12名(5)

() 内は男性再掲

(4) 施設の設備の概要

定員		短期入所10、他80 名	静養室	1 室
居室	4人部屋		医務室	1 室
	2人部屋	36 室	食堂	8 室
	個室	18 室	機能訓練室	1 室
	その他	人部屋 室	談話室	室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽が あります。		

3 サービス内容

①食 事…朝食 7：30 ～ 8：15

昼食 12：00 ～ 12：45

夕食 17：15 ～ 18：00

原則、食堂にておとりいただきます。

②入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

③介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

④機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑤生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥緊急時の対応

…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑦安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑧特別食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨行政手続代行

…行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

⑩日常費用の受入・支払代行

…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、「預り金等管理規程」に基き、「預り金品管理依頼書」を提出していただきます。

⑪所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かり致します。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは職員にお尋ねください。

⑫レクリエーション

…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。

行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑬その他のサービス

- ア 希望食の提供 : 当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申出ください。料金は別途かかります。
- イ 通院サービス : 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかります。
- ウ 理美容サービス : 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- エ その他のサービス : 介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

⑭医療機関協力の要請

利用者の緊急時等の対応のため、下記医療機関との委託契約を締結し、必要な場合は、指定医療機関に協力を要請いたします。

医科・・・医療法人 本庄福島病院 本庄総合病院
埼玉県本庄市北堀 1 7 8 0

4 利用料金

(1) 基本料金

(介護保険負担割合証にて、一割若しくは二割、または三割負担の確認を致します。)

①基本料金

I. 短期入所生活介護利用料 (要介護 1～要介護 5 の場合)

	1日あたりの利用料金		1日あたりの自己負担分			
			一割負担	二割負担	三割負担	
要介護 1	従来型個室	6,030円	従来型個室	603円	1,206円	1,809円
	多床室	6,030円	多床室	603円	1,206円	1,809円
要介護 2	従来型個室	6,720円	従来型個室	672円	1,344円	2,016円
	多床室	6,720円	多床室	672円	1,344円	2,016円
要介護 3	従来型個室	7,450円	従来型個室	745円	1,490円	2,235円
	多床室	7,450円	多床室	745円	1,490円	2,235円
要介護 4	従来型個室	8,150円	従来型個室	815円	1,630円	2,445円
	多床室	8,150円	多床室	815円	1,630円	2,445円
要介護 5	従来型個室	8,840円	従来型個室	884円	1,768円	2,652円
	多床室	8,840円	多床室	884円	1,768円	2,652円

II. 介護予防短期入所生活介護利用料(要支援 1、要支援 2 の場合)

	1日あたりの利用料金		1日あたりの自己負担分			
			一割負担	二割負担	三割負担	
要支援 1	従来型個室	4,510円	従来型個室	451円	902円	1,353円
	多床室	4,510円	多床室	451円	902円	1,353円

要支援2	従来型個室	5,610円	従来型個室	561円	1,122円	1,683円
	多床室	5,610円	多床室	561円	1,122円	1,683円

- ②機能訓練体制加算利用料…一日あたり12円（一割負担）、24円（二割負担）、36円（三割負担）。
- ③サービス提供体制強化加算利用料(Ⅲ)…一日あたり6円（一割負担）、12円（二割負担）、18円（三割負担）。
- ④夜勤職員配置加算利用料(Ⅰ)…一日あたり13円（一割負担）、26円（二割負担）、39円（三割負担）。
- ⑤介護職員等処遇改善加算利用料Ⅴ(13)…1ヶ月の合計利用料の6.3%です。
- ⑥食費…1日あたり1,445円(入所日は1,120円(昼夕分)、退所日は885円(朝昼分)但し、市長村民税世帯非課税者等については、以下の負担限度額の設定があります。

第1段階(生活保護世帯等)	300円
第2段階(年金収入等80万円以下)	600円
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	1,000円
第3段階②(年金収入等120万円超)	1,300円

⑦滞在費

従来型個室…1,231円

多床室……………915円

但し、市長村民税世帯非課税者等については、以下の負担限度額の設定があります。

第1段階(生活保護世帯等)	従来型個室	380円
	多床室	0円
第2段階(年金80万円以下等)	従来型個室	480円
	多床室	430円
第3段階(年金266万円以下等)	従来型個室	880円
	多床室	430円

- ⑧送迎代…片道184円（一割負担）、368円（二割負担）、552円（三割負担）。

*特別な事情がある場合、介護保険給付の適用を受けることができます場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

- ⑨その他…特別食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、通院サービス費、理美容費等は別途料金がかかります。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の %

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合

- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を終結いたします。ご利用の予約は、6ヶ月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……………入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合……………非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……………死亡日の翌日

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・ 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

6 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

7 サービス内容に関する苦情・ハラスメント処理

(1) 当施設苦情担当

当施設に関する苦情および施設サービス計画に基づいて提供している各サービス等に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

苦情解決責任者	高橋 誠一	0 4 9 5 - 2 5 - 3 4 0 0
苦情受付担当者	倉本 浩司	0 4 9 5 - 2 5 - 3 4 0 0
第三者委員	久保田 優	0 4 9 5 - 2 2 - 4 6 3 0
	庄田 正雄	0 4 9 5 - 2 1 - 1 0 7 6

(2) その他

当施設以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 本庄市役所

担当 介護保険課 電話 0 4 9 5 - 2 5 - 1 7 1 9

② 埼玉県国民健康保険団体連合会

担当 介護保険課苦情対応係 電話 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8

(3) 第三者評価の実施状況 無し

8 虐待防止に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを埼玉県等行政機関に通報するものとする。